

新潟市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 4 月 1 日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第35号

新潟市財務規則の一部を改正する規則

新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、会計管理者をして、次の表の左欄に掲げる所属の出納員に、同表の右欄に掲げる事務を委任させるものとする。

所属	事務
教育委員会学務課	<p>学校管理運営についての学校配当予算に係る次に掲げる支出のうち、幼稚園長、小学校長、中学校長（中等教育学校長を除く。）及び特別支援学校長（以下この表において「学校長等」という。）が行う支出負担行為及び支出命令についての当該行為の確認及び当該命令の審査に関する事項</p> <p>(1) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料に限る。）</p> <p>(2) 使用料及び賃借料（タクシーの借上げに係るものに限る。）</p>
教育委員会保健給食課	<p>(1) 学校給食についての学校配当予算に係る次に掲げる支出のうち、学校長等が行う支出負担行為及び支出命令についての当該行為の確認及び当該命令の審査に関する事項</p> <p>ア 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料に限る。）</p>

	<p>イ 使用料及び賃借料（タクシーの借上げに係るものに限る。）</p> <p>(2) 学校給食についての学校配当予算に係る次に掲げる支出のうち、学校長等（幼稚園長を除く。）が行う支出負担行為及び支出命令についての当該行為の確認及び当該命令の審査に関する事項</p> <p>ア 需用費（学校給食に係る賄材料費に限る。）</p> <p>イ 役務費（学校給食の食材加工に係るものに限る。）</p> <p>(3) 学校給食についての学校配当予算に係る需用費（学校給食に係る賄材料費に限る。）のうち、学校長等以外の者が行う支出負担行為であって、かつ学校長等（幼稚園長を除く。）が支出命令を行う場合についての当該行為の確認及び当該命令の審査に関する事項</p>
<p>教育委員会学校支援課</p>	<p>教科指導及び活動支援についての学校配当予算に係る次に掲げる支出のうち、学校長等が行う支出負担行為及び支出命令についての当該行為の確認及び当該命令の審査に関する事項</p> <p>(1) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料に限る。）</p> <p>(2) 使用料及び賃借料（タクシーの借上げに係るものに限る。）</p>

別表第4の4の項中「課長又は機関の長の専決の範囲内」を「契約課所管並びに区役所の地域総務課及び総務課所管を除く課長又は機関の長の契約の締結に係る専決の範囲内」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。